正誤表

(下線の部分は修正部分)

【地上基幹放送局再免許等申請マニュアル(令和5年4月)】

箇所	正	誤
46頁	* 「(17)イ(ア) 収益」及び「(19)イ 資産、負債及び収支の実績」	* 「(17)イ(ア) 収益」及び「(19)イ 資産、負債及び収支の実績」
12行目	⇒ 電波法施行規則第43条の <u>2</u> 第2項の規定に基づき報告を行っ	⇒ 電波法施行規則第43条の <u>3</u> 第2項の規定に基づき報告を行っ
	た決算期ごとの事業収支の結果により確認できる場合	た決算期ごとの事業収支の結果により確認できる場合

【地上基幹放送局再免許等申請マニュアル《別冊》関係法令抜粋(令和5年4月)】

箇所	正	誤
76頁	(認定等の基準)	(認定等の基準)
3行目	第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件	第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件
	(法 <u>第116条の5第4項</u> に規定する認定経営基盤強化計画を提出し	(法 <u>第116条の4第4項</u> に規定する認定経営基盤強化計画を提出し
	た国内基幹放送事業者(国内基幹放送(指定放送対象地域に係るも	た国内基幹放送事業者(国内基幹放送(指定放送対象地域に係るも
	のに限る。)を行う認定基幹放送事業者に限る。)が法 <u>第116条の</u>	のに限る。)を行う認定基幹放送事業者に限る。)が法 <u>第116条の</u>
	<u>6第1項</u> 本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げ	<u>5 第 1 項</u> 本文の規定の適用を受ける場合及び同条第 2 項各号に掲げ
	る者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適	る者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適
	用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。)を満た	用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。)を満た
	すものでなければならない。	すものでなければならない。
	[(1)~(8) 略]	[(1)~(8) 同左]
76頁	[削る]	<u>(9)</u> 自由享有基準第12条において、次に掲げる地域は隣接する放送
44行目		対象地域として扱う。
		北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県
		と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県
76頁	<u>(9)</u> [略]	<u>(10)</u> [同左]
44行目		
77頁	<u>(10)</u> [略]	<u>(11)</u> [同左]
5行目		
77頁	<u>(11)</u> 当該業務を行おうとする者 <u>(コミュニティ放送の業務を行おう</u>	<u>12</u> 当該業務を行おうとする者が法第93条第1項第7号イからルま
8行目	とする者を除く。)が法第93条第1項第7号イからルまでの各規	での各規定に該当しないこと。
	定に該当しないこと。	
	コミュニティ放送の業務を行おうとする者が法第93条第1項第	
	7号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。	
78頁	別紙1(第3条関係)	別紙1(第3条関係)
2行目	第3条10による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送	第3条[11]による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送
	用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。	用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。